

## 露店による営業について

食品の提供について、テント等簡易な施設を用い、屋号を掲げて食品の提供を行うもの、反復・複数箇所での営業を行うもの等については露店営業の許可が必要となります。

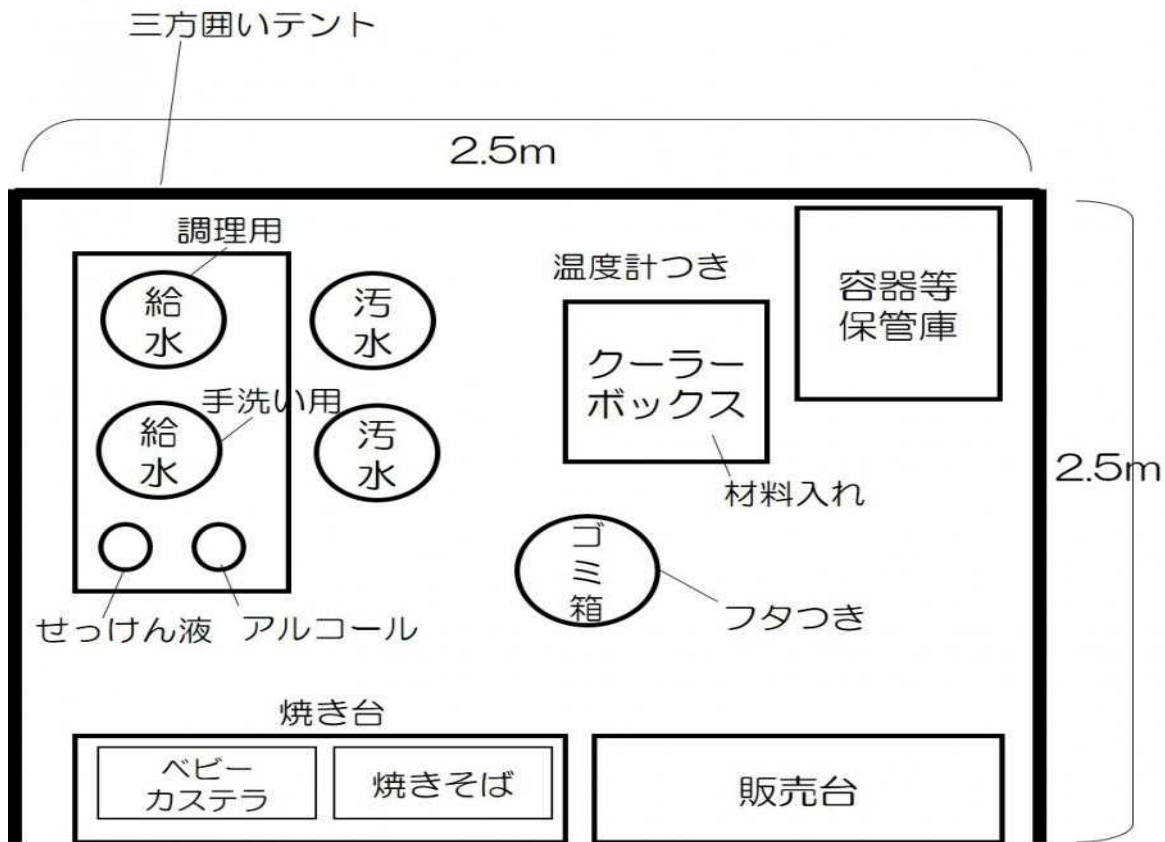
### 1 営業区域

取得した許可により、兵庫県内（神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市の5市を除く）で営業することができます。

### 2 申請に必要な書類

- (1) 営業許可申請書
- (2) 営業施設の平面図
- (3) 食品衛生責任者資格証（コピー可）
- (4) 法人申請の場合は、履歴事項全部証明書（発行日から6ヶ月以内のもの、コピー可）
- (5) 手数料（飲食店営業：16,000円）
- (6) 営業に必要な設備類（給水タンク、排水容器、容器等保管設備、冷蔵設備、加熱器具等）

### 3 構造設備の基準



### 4 給水タンクの容量、取扱品目について

給水タンク容量	取扱品目	容器
40 リットル	簡易な営業のみ	使い捨て容器のみ
80 リットル	比較的大量の水を要しない営業のみ	
200 リットル (200L/準固定の2種あり)	比較的大量の水を要する営業	通常の食器も使用可能

いずれも、排水を保管する容器等が必要

取扱品目とタンク容量について、必ず事前にご相談ください。仕込み行為や食器の使用についても制限があります。

### <お問い合わせ先>

兵庫県洲本健康福祉事務所 食品薬務衛生課

電話：0799-26-2066、Eメール：sumotokf@pref.hyogo.lg.jp